

書籍訂正情報

＜2021年版＞出る順社労士  
 一問一答過去10年問題集  
 ③健康保険法・国民年金法

(2021/05/07 現在)

弊社が出版いたしました書籍「2021年版 出る順社労士 一問一答過去10年問題集 ③健康保険法・国民年金法」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいたしますが、書籍の訂正をお願いいたします。

- 
- ・ 2021/01/08 更新分… p.1～2
  - ・ 2021/02/19 更新分… p.2～3
  - ・ 2021/05/07 更新分… p.4～6
- 

**【2021/01/08 更新分】**

	訂正箇所	訂正後
訂正	P36 問題 097	※下記に差し替え

097	□□□	普通	R元. 9-イ
任意継続被保険者が、健康保険の被保険者である家族の被扶養者となる要件を満たした場合、任意継続被保険者の資格喪失の申出をすることにより被扶養者になることができる。			

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P43 問題 115 解答	<u>○</u>	<u>×</u>

**【2021/02/19 更新分】**

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P30 問題 079 9行目	・・・4分の3未満で×ある者のことをいう。	・・・4分の3未満である者のことをいう。
訂正	P41 問題 109 解説 2行目	なお、入院などのため一時的に別居している者は、同一世帯に属しているが入院前は被保険者と同一世帯にあった者は、・・・	なお、入院などのため一時的に別居している者が入院前は被保険者と同一世帯にあった者は、・・・
訂正	P197 問題 451 解説 6行目・8行目	・・・、出産の予定日である5月16日以前42日である4月4日の属する月である4月から保険料が免除される。しかし、実際の出産の日が出産の予定日より早いこととなった場合には、出産の日である5月10日以前42日である3月29日の属する月である3月から保険料が免除されることとなる。	・・・、出産の予定日である5月16日以前42日である4月5日の属する月である4月から保険料が免除される。しかし、実際の出産の日が出産の予定日より早いこととなった場合には、出産の日である5月10日以前42日である3月30日の属する月である3月から保険料が免除されることとなる。

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P260 問題 103 1 行目	・・・、第 1 号被保険者期間 <u>178 月</u> (全て保険料納付済期間)、・・・	・・・、第 1 号被保険者期間 <u>180 月</u> (全て保険料納付済期間)、・・・
訂正	P260 問題 104 1 行目	・・・、第 1 号被保険者期間 <u>178 月</u> (全て保険料納付済期間)、・・・	・・・、第 1 号被保険者期間 <u>180 月</u> (全て保険料納付済期間)、・・・
訂正	P262 問題 105 1 行目	・・・、第 1 号被保険者期間 <u>178 月</u> (全て保険料納付済期間)、・・・	・・・、第 1 号被保険者期間 <u>180 月</u> (全て保険料納付済期間)、・・・
訂正	P260 問題 106 1 行目	・・・、第 1 号被保険者期間 <u>178 月</u> (全て保険料納付済期間)、・・・	・・・、第 1 号被保険者期間 <u>180 月</u> (全て保険料納付済期間)、・・・
訂正	P260 問題 107 1 行目	・・・、第 1 号被保険者期間 <u>178 月</u> (全て保険料納付済期間)、・・・	・・・、第 1 号被保険者期間 <u>180 月</u> (全て保険料納付済期間)、・・・
訂正	P359 問題 352 2 行目	・・・、第 1 号厚生年金被保険者で第 2 号厚生年金被保険者の被扶養配偶者である「第 3 号被保険者も含まれる」。	・・・、第 1 号厚生年金被保険者で第 2 号被保険者の被扶養配偶者である「第 3 号被保険者も含まれる」。

## 【2021/05/07 更新分】

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P376 No. 403 問題 3行目	・・・、夫の前年の所得 (1月から6月までの月分 の保険料については前々 年の所得とする。)が <u>197</u> 万円以下であれば、・・・	・・・、夫の前年の所得 (1月から6月までの月分 の保険料については前々 年の所得とする。)が <u>207</u> 万円以下であれば、・・・
改正	P376 No. 404 問題 3行目	・・・、その前年の所得 (1月から6月までの月分 の保険料については前々 年の所得とする。)が <u>200</u> 万円の場合、・・・	・・・、その前年の所得 (1月から6月までの月分 の保険料については前々 年の所得とする。)が <u>210</u> 万円の場合、・・・
改正	P376 No. 405 問題 2行目	・・・、その前年の所得 (1月から6月までの月分 の保険料については前々 年の所得とする。)が <u>158</u> 万円以下であれば保険料 の4分の1免除が受けら れる。	・・・、その前年の所得 (1月から6月までの月分 の保険料については前々 年の所得とする。)が <u>168</u> 万円以下であれば保険料 の4分の1免除が受けら れる。

	訂正箇所	訂正後
改正	P377 No. 403 解説	下記に差し替え（下線部が訂正部分）

○	403	(必修基本書 社会保険科目……243p～244p)
	<p>(法 90 条、令 6 条の 7)本肢のとおりである。</p> <p>《申請全額免除に関する所得要件は以下のとおり》</p> <p>(扶養親族等の数+1)×35 万円+<u>32</u> 万円</p> <p>《設問の設定は以下のとおり》</p> <p>第 1 号被保険者・・・夫(<u>207</u> 万円以下)</p> <p>扶養親族・・・妻(所得なし)、3 人の子の計 4 人</p> <p>(4+1)×35 万円+<u>32</u> 万円=<u>207</u> 万円</p>	

	訂正箇所	訂正後
改正	P143 No. 404 解説	下記に差し替え（下線部が訂正部分）

×	404	(必修基本書 社会保険科目……243p～244p)
	<p>(法 90 条 1 項、令 6 条の 7)申請による保険料全額免除の所得要件は、所得が「(扶養親族等の数+1)×35 万円+<u>32</u> 万円」以下であることである。本肢の場合、扶養親族等の数は 4 人(妻と 3 人の子)であるため、所得は、(4+1)×35 万円+<u>32</u> 万円 = 「<u>207</u> 万円以下でなければならない」。したがって、本肢の夫婦の保険料について、保険料全額免除の適用を受けることはできない。</p>	

	訂正箇所	訂正後
改正	P143 No. 405 解説	下記に差し替え（下線部が訂正部分）

○	405	(必修基本書 社会保険科目……245p)
	:(法 90 条の 2 第 3 項、令 6 条 9 の 2)本肢のとおりである。 :(《4 分の 1 免除の所得要件》 :(扶養親族等の数)×(原則 38 万円)+ <u>168</u> 万円 :(本問の者は単身者であるため、扶養親族等はおらず、所得要件は <u>168</u> 万円以下 :(である。よって正しい。	

以上